

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601029号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600358号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年7月8日の標準賞与額を11万円、平成21年12月10日の標準賞与額を18万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日及び平成21年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日及び平成21年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月8日
② 平成21年12月10日

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書、給与所得の源泉徴収票及び金融機関の普通預金取引明細並びにA事業所から提出された請求期間①に係る「平成17年夏期賞与月分給料台帳」により、請求者は、請求期間①及び②において、同事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①については、上記賞与明細書及び給料台帳により、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除され、請求期間②については、上記賞与明細書により、請求者は、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成17年7月8日及び平成21年12月10日に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月8日は11万円、平成21年12月10日は18万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日及び平成21年12月10日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600981号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600359号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。当時の給与支給明細書を提出するので、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を平成12年3月31日から同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は平成12年3月30日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日(離職日の翌日)と符合している上、同社で雇用保険の加入記録が確認できた請求者を含む12人全員について、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が符合していることが確認できる。

一方、請求者から提出された平成12年3月分の給与支給明細書(同年3月24日支給)において、厚生年金保険料が控除されており、当該給与支給明細書における総支給額及び総控除額は、A社から提出された同年3月24日支払日の支給控除一覧表における総支給額及び総控除額と一致していることが確認できる。

しかしながら、平成10年4月から平成19年3月までの期間において、A社で社会保険業務を担当していた者は、当該期間において同社の厚生年金保険料の控除方法に変更はなかった旨陳述しているところ、同社から提出された同僚に係る平成15年5月23日支払日の支給控除一覧表によると、同年4月1日付けで改定された厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されており、同社の請求期間に係る厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除方式であったことが推認できることから、請求者から提出された上記給与支給明細書において控除されている厚生年金保険料は、平成12年2月分の厚生年金保険料であると推認できる。

また、A社から提出された平成12年4月25日支払日の支給控除一覧表には請求者の氏名はなく、請求者が同年3月分の厚生年金保険料を控除されたことは確認できない。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある12人のうち、所在が確認できた11人に照会を行ったものの、請求者の退職日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった上、同社は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。